

保護者の皆様へ

幼児教育・保育無償化に伴う 子育てのための施設等利用給付認定手続きについて

●施設等利用給付認定区分について

認定区分	対象となる子ども	給付を受けられる施設・事業
新2号認定	3歳児クラス以上で保育が必要な子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設（※） ・一時預かり事業
新3号認定	0歳児～2歳児クラスの保育が必要な子どもで住民税非課税の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ・預かり保育事業(幼稚園・認定こども園在園児童のみ)

※なお新潟市内の認可外保育施設については、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設のみ無償化の対象となります。該当施設は、新潟市 HP でご確認ください。

●申請書の提出について

子育てのための施設等利用給付を受給するためには、**事前に申請し認定を受ける必要があります。**

利用開始希望日までに区役所健康福祉課に申請書等を提出してください。勤務証明書等保育必要事由の確認書類が遅れる場合はあらかじめお申し出ください。

※新2号または新3号認定は、保育が必要な事由が備わっており、**認可外保育施設又は区役所健康福祉課に申請書を提出した日以降の希望する日から開始**され、終了日は、保育必要事由およびその証明内容により異なります。

提出日より前に遡って認定することはできません。認定開始日より前の利用は給付対象になりません。

・認定期間の延長を希望される際は、認定期間満了日までに変更届の提出が必要です。

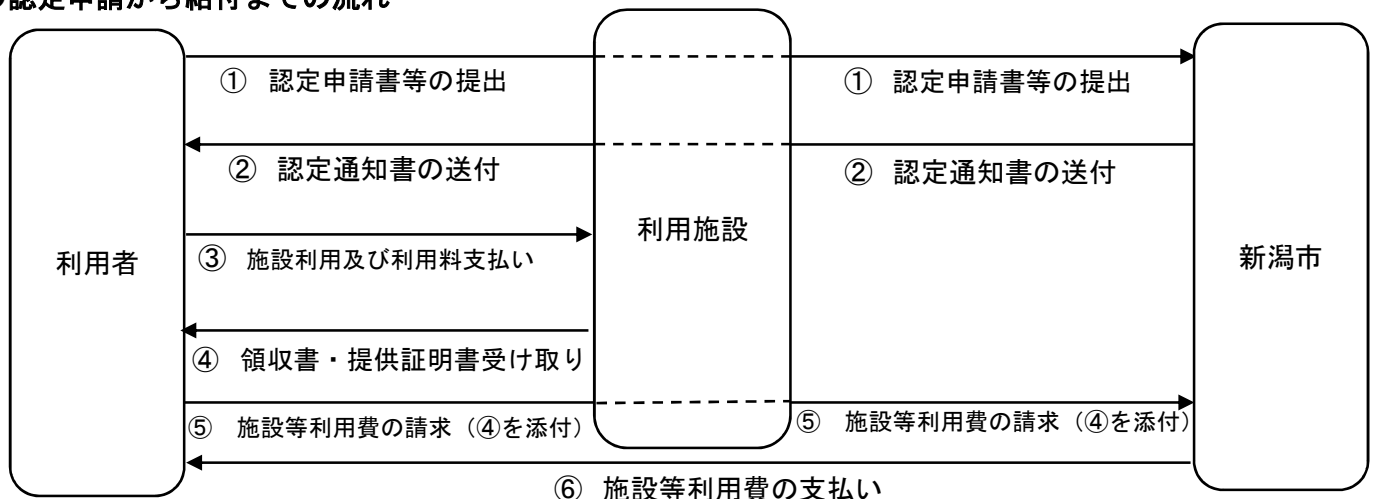
【提出書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・マイナンバー本人確認用書類
- ・保育が必要な事由を確認する書類（裏面参照）

●新2号・新3号認定の給付対象となる金額

新2号認定は月額37,000円、新3号認定は月額42,000円を上限に利用料が無料（後日還付）になります。

●認定申請から給付までの流れ



※利用施設が認可外保育施設の場合、認定申請書類の提出や施設等利用費の請求を施設が取りまとめて行う場合がありますので、施設に確認してください。

●保育の必要性

保護者のいずれもが、下記「保育が必要な事由」のいずれかに該当することが要件です。

<保育が必要な事由>

- ① 就労……………月64時間以上の就労を常態としている
- ② 就学……………学校教育法に基づく学校や職業訓練校への在学
- ③ 介護・看護…長期にわたる病気や心身に障がいをもつ同居親族の介護・看護
- ④ 妊娠・出産…妊娠中または出産後間がなく保育が困難
- ⑤ 疾病・負傷…疾病を患っているまたは負傷中
- ⑥ 障がい……………身体や精神に障がいをもつ
- ⑦ 災害……………震災/火災/風水害その他の災害の復旧作業
- ⑧ 求職……………継続的な求職活動
- ⑨ 育児休業………育児休業中（新規申請は新規認定取得前から教育保育施設を利用しており、引き続き同じ施設を利用する場合に限る）
- ⑩ その他 ……………上記のほか、類するものとして明らかに家庭で保育が困難であると認められる場合

●保育が必要な事由を証する書類

保育必要事由	認定期間	確認書類
① 就労	勤務が継続する期間	就労証明書（市様式、提出日前3か月以内に記載されたもの） ※自営業の場合、事業主・専従者を証明する書類を上記に加えて提出する必要があります。
② 就学	就学先の卒業又は修了の日が属する月の末日まで	在学証明書 加えて 授業カリキュラム等の拘束性が確認できる資料
③ 介護・看護	介護・看護を必要とする期間	介護・看護状況申告書（市様式） 加えて いずれか1つ ・要介護認定のある介護保険被保険者証の写し & ケアプランの写し ・医師診断書（原本） ・障がい者手帳等の写し、障がい福祉サービス利用計画の週間計画表（写）等
④ 妊娠・出産	出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日の属する月の初日から、出産日の8週間後の日の属する月の末日まで	いずれか1つ ・医師診断書（原本） ・母子健康手帳の写し
⑤ 疾病・負傷	医師の診断書に記載された期間	・医師診断書（原本） ・家庭での保育が困難である旨の記載があるもの
⑥ 障がい	心身に障がいをもつ期間	障がい者手帳の写し
⑦ 災害	市長の認める期間	り災証明書
⑧ 求職	認定開始日から起算して3か月を経過する日が属する月の末日	誓約書（市様式）
⑨ 育児休業	育児休業を取得する期間（変更申請の場合）	<変更申請の場合> ・育児休業（雇用）証明書（市様式） <新規申請の場合> ・就労証明書（市様式、提出日前3か月以内に記載されたもの） ・育児休業時点で在園が証明できる書類（在園証明書）
⑩ その他	市長の認める期間	家庭での保育が困難と認められる資料

※認定後、保護者の保育の必要性について変更があるがある場合や世帯の状況等が変更となった場合は、「施設等利用給付認定申請書変更届」と必要に応じて変更内容を証明する書類を区役所健康福祉課にご提出ください。